



し じ み 通 信

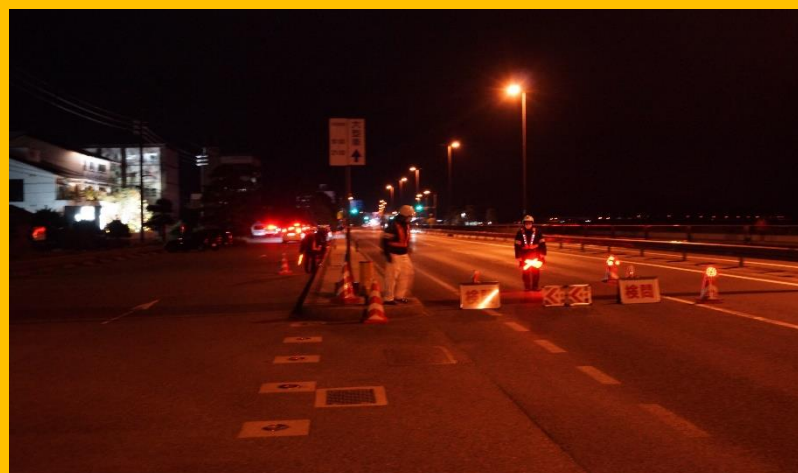
年末の交通事故防止運動

令和3年12月11日から12月31日

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時から夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 冬道の交通事故防止

松江署の主な行事 11月

年末に向け飲酒の機会が増加することから、飲酒運転取締りを目的とした検問を実施しました。



飲酒運転は絶対にやめよう！！

酒酔い運転	酒気帯び運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 35点 欠格期間 3年	呼気中アルコール濃度 0.25mg/l以上 違反点数 25点 欠格期間 2年
運転免許取消し	呼気中アルコール濃度 0.15mg/l以上0.25mg/l未満 違反点数 13点 免許停止 90日

飲酒運転周辺者三罪

車両の提供者	酒類の提供者	車両の同乗者
<p>酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>	



飲んだら、乗るな！
乗るなら、飲むな！

しじみ通信は、松江警察署のホームページでも、閲覧できます。

交通事故の発生状況

令和3年11月末日現在

()内は前年同期比

	発生件数	死者数	負傷者数
島根県内	692件(+33)	9人(-8)	771人(+27)
松江市内 松江署管内(一般道)	263件(+60)	2人(-1)	287人(+57)

スマホ・タブレットはこちらから→

